

支援金詳細

豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金

障害者差別解消法に基づき、事業者が行う合理的な配慮の提供を推進することにより、障害者への理解促進と差別の解消を図り、障害者福祉の向上に寄与するため、事業者が行う合理的な配慮の提供に係る事業に要する経費を補助します

地域	愛知県豊川市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	設備投資 / その他
対象	（1）障害者差別解消法第2条第7号に規定する事業者であって、市内に事務所、事業所等を有し、又は事業、活動等の拠点を置くもので、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれか又は同条第5項の規定に該当する事業者 （2）市内の区会、自治会その他の住民自治組織 （3）その他市長が特に必要と認める団体
公募期間	～
上限金額・助成金	工事施工費：20万円、物品購入費：10万円、コミュニケーションツール作成費：5万円
給付要件	
その他	
問合せ先	福祉部 障害福祉課 電話：0533-89-2131
URL	http://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/fukushikaigo/shogaifukushi/sabetsukaisyo/shofuku20240401.html